

V. シン・スーパー改革プラン

1. 計画策定の趣旨と基本理念

本市のまちづくりの展望を切り開き、第七次鳴門市総合計画に掲げる将来都市像を実現していくため、また行財政改革への取組をより一層強力に推進するため、新たに「鳴門市行財政改革計画～シン・スーパー改革プラン～」を策定しました。

なお、計画の基本理念については、これまでの行財政改革の流れを踏襲することとします。

基本理念 : 自立的で持続可能な行財政システムの確立
～ 市民が主役の未来へ飛躍する鳴門市をめざして ～

2. 5つの基本目標

- (1) 歳入の確保に向けた取組
- (2) 歳出の削減に向けた取組
- (3) 特別会計及び公営企業会計の健全化
- (4) 効率的かつ効果的な行政運営機能の構築
- (5) 新庁舎建設を契機とした行政改革の推進

3. 財政健全化の推進と未来投資型の施策の推進

- (1) 収支不足を補う具体的取組の推進

従前の取組だけでは収支不足を補うことは困難な状況となっており、収支不足を解消するために新たな取組項目を推進します。

- (2) デジタル技術の活用や新庁舎建設を契機とした未来投資型の施策の推進

デジタル技術等を活用した業務プロセスの再構築や、新庁舎建設を契機として、窓口サービスの向上など市民の利便性向上につながる「新たな価値を創出」する施策を推進します。

4. 計画の期間

計画期間は、令和5年（2023年）度～令和8年（2026年）度の4年間とします。

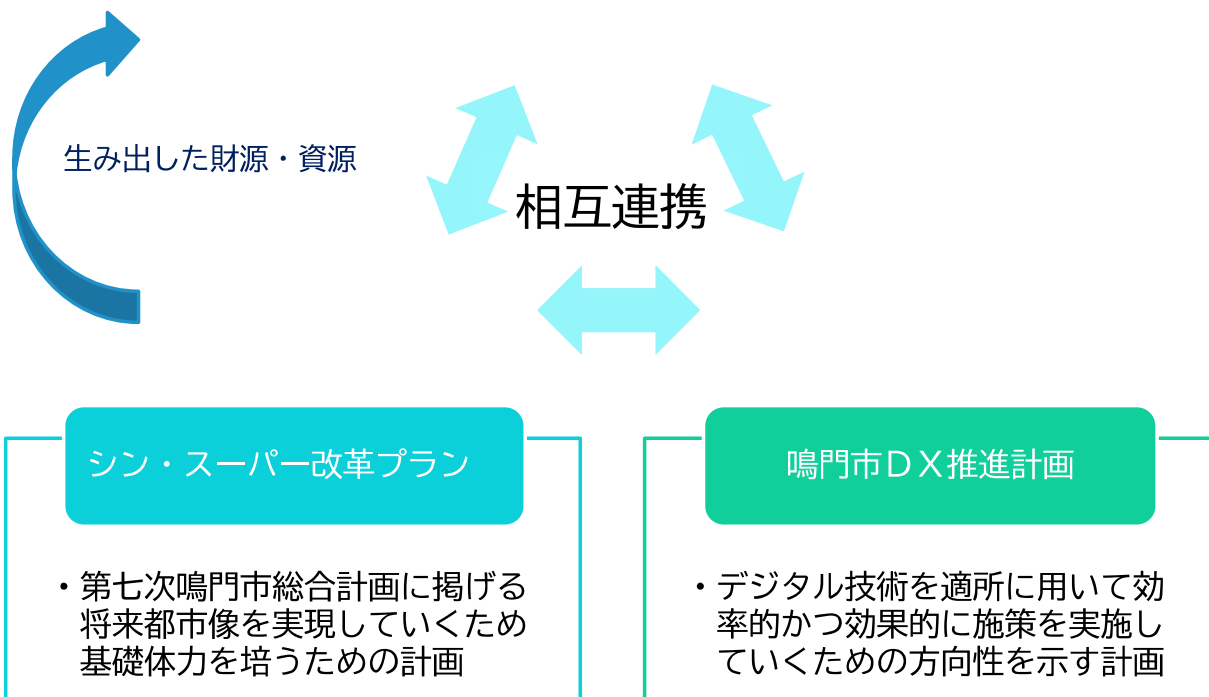
5. 計画の対象

計画の対象は、各特別会計や内容に応じて公営企業会計を含めることとします。

6. 計画の位置づけ

第七次鳴門市総合計画

- ・市民生活のあらゆる分野を包括する、本市の最上位計画で、基本構想、基本計画及び実施計画から構成

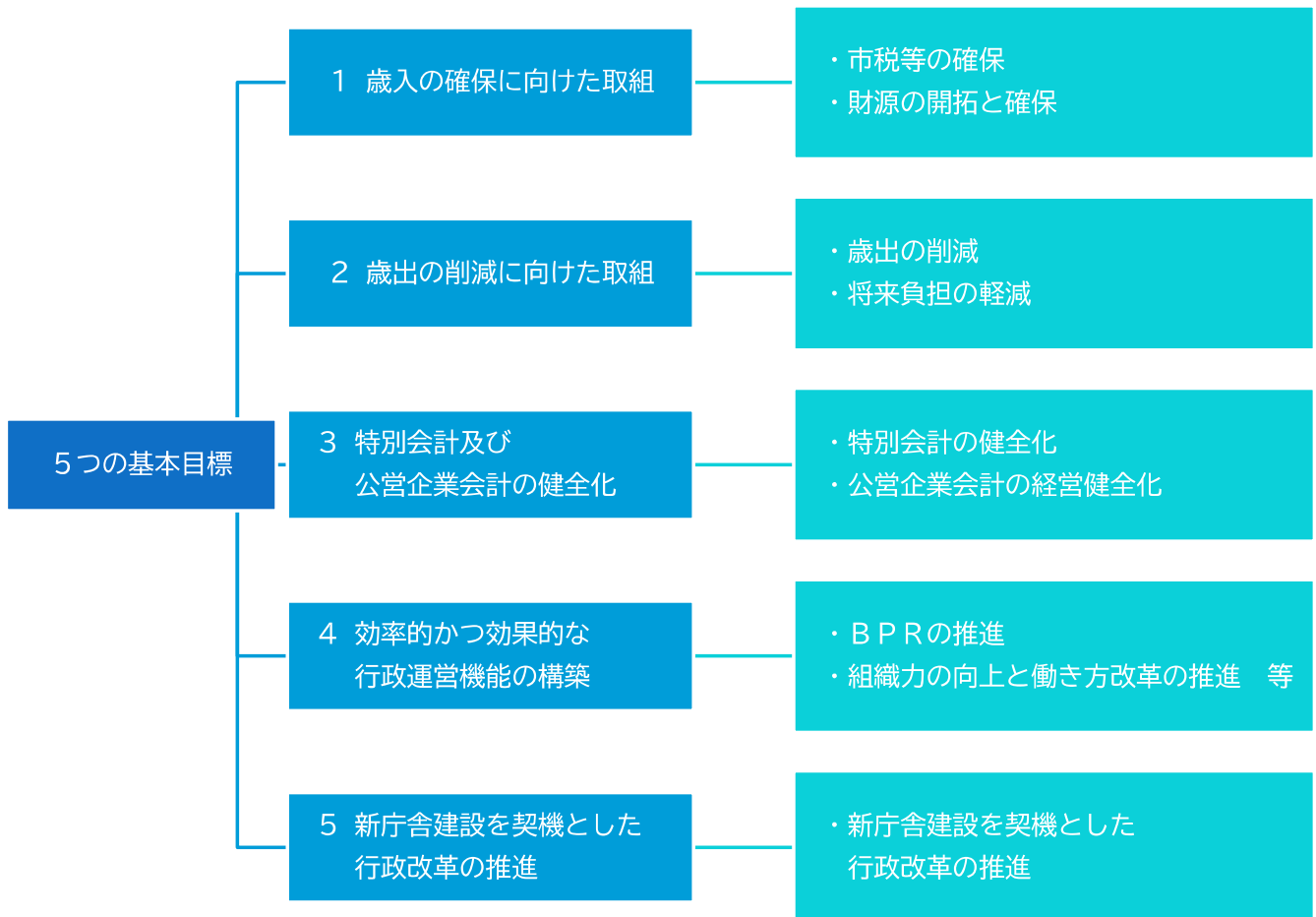


7. 計画の体系図

シン・スーパー改革プランの基本理念

自立的で持続可能な行財政システムの確立

～ 市民が主役の未来へ飛躍する鳴門市をめざして ～



5つの基本目標の実現により行財政運営機能が強化



第七次鳴門市総合計画に掲げる将来都市像の実現

8. 行政改革・デジタル化の推進

(1) 目標

1 デジタル技術の活用や新庁舎建設を契機とする「市民サービス改革」

令和6年度に新庁舎への移転を控えており、ソフト・ハードの両面から市民の利便性の向上を図る取組を進め、令和の時代にふさわしい行政サービスを提供する「市民サービス改革」を推進します。

2 事務事業の抜本的な見直しとデジタル技術の活用による「行政改革」

生産年齢人口の減少が進行する中、労働生産性の向上が必須であり、既存の事務事業の廃止なども含めた抜本的な見直しを進めるとともに、進展がめざましいデジタル技術を積極的に活用した行政手法の再構築を組織横断的に行うなど「行政改革」の取組を強力に推進します。

(2) 目標を達成するための手法

① デジタル技術を活用した市民サービスの充実

様々なデジタル技術を積極的に活用し、「いつでも、どこでも、誰にでも」をキーワードに時間や場所に制約のない行政手続を実現するためのシステム、体制を構築します。

- ・行政手続きのオンライン化
- ・書かない窓口サービスの導入
- ・キャッシュレス決済の導入

② B P Rの取組による業務改革の推進

B P R (Business Process Re-engineering: 既存の組織構成から、業務内容や業務プロセスなどを抜本的に見直し、再構築を図ること。)を推進し、積極的にデジタル技術等を活用することで、業務の効率化及び生産性向上を図ります。

- ・自治体情報システムの標準化・共通化
- ・様々なデジタルツールの積極的活用
- ・ペーパーレス化の推進

9. 財政健全化の推進

(1) 目標

1 実質収支黒字の維持

収支均衡に努め、実質収支の黒字を維持します。

2 次世代負担の軽減

計画最終年度（令和8年度末）における普通会計の市債残高（臨時財政対策債を除く）を、306億円以下に抑制するとともに、新庁舎整備事業などの大規模事業に係る市債の返済など、将来に向けた財源確保として、臨時的なボートレース繰入金により、将来負担比率を132.0%以下に抑制します。

（文化会館耐震改修事業に係る工事費用が43億7千万円の場合）

3 実質公債費比率の抑制

交付税措置のある、より有利な市債の発行に努め、12.0%（令和3年度決算12.5%）を上回らないように取り組みます。

4 基金残高の確保

行財政改革による取組効果額を約16億円以上確保するとともに、臨時的なボートレース繰入金により、令和8年度末の普通会計基金残高を令和4年度末決算見込み並みの約86億円以上を確保します。

5 経常収支比率の抑制

市税など経常的収入の確保を図るとともに、人件費や物件費等の経常的経費の抑制に努め、計画において試算している効果額以上の成果を挙げることにより、経常収支比率を97.5%以下に抑制します。

(2) 目標を達成するための手法

① 行財政改革の一体的推進

財政健全化に向け、市税徴収率の向上などの収入確保策に取り組むとともに、職員数の抑制による人件費の縮減やBPRの推進や業務の見直しなどによる歳出の削減に努めるなど、「VI 具体的取組項目」に示す行財政改革に向けた各種取組項目を一体的に推進します。

② 基金の活用とその他の財源対策

大幅な収支不足を補てんするため、基金を有効に活用するとともに、将来に向け、安定的な財政運営に必要な財源を確保するため、ボートレース事業からの繰入金を活用します。

【その他の財源対策】

(単位：百万円)

事 項	R5	R6	R7	R8	R5～8
基金の活用	342	989	745	777	2,853
臨時的ボートレース繰入金	－	－	3,000	－	3,000

(3) 取組後の財政状況の姿

① 取組効果額

シン・スーパー改革プランに掲げる具体的取組項目の推進により、令和5年度から8年度までの4年間における取組効果額を合計約16億円と見込んでいます。

(単位：百万円)

取 組 項 目		効 果 額 (R5～8)
1 歳入の確保に向けた取組		710
(1) 市税等の確保		319
(2) 財源の開拓と確保		391
2 歳出の削減に向けた取組		787
(1) 歳出の削減	業務改善の推進	587
	投資的経費の重点化	200
3 特別会計及び公営企業会計の健全化		116
(1) 特別会計の健全化		96
(2) 公営企業会計の経営健全化		20
令和5～8年度の取組効果額		1,613

② 取組後の収支

i 収支補てんの状況

取組の効果額、各年度の財源対策（基金の活用）を反映させることにより、当初見込まれた約44億6,600万円の収支不足を補てんします。

<令和5～8年度>

（単位：百万円）

A 取組前の収支不足額	▲4,466
B 収支不足の補てん	4,466
① 取組効果額	1,613
② その他の財源対策（各種基金の活用）	2,853

③ 年度別補てん措置

A. 中期財政収支見通し収支不足額

（単位：百万円）

区 分	R5	R6	R7	R8	R5～8
(1)収支不足額	▲744	▲1,384	▲1,150	▲1,188	▲4,466

B. 取組の効果額

（単位：百万円）

区 分	R5	R6	R7	R8	R5～8
(1)市税等の確保	100	81	66	72	319
(2)財源の開拓と確保	94	99	99	99	391
(3)業務改善の推進	129	136	161	161	587
(4)投資的経費の重点化	50	50	50	50	200
(5)特別会計の健全化	24	24	24	24	96
(6)公営企業会計の経営健全化	5	5	5	5	20
計	402	395	405	411	1,613

C. その他の財源対策

（単位：百万円）

区 分	R5	R6	R7	R8	R5～8
基金の活用	342	989	745	777	2,853

実質収支 (A + B + C)	—	—	—	—	—
---------------------	---	---	---	---	---

④ 将来に向けた財源の確保

新庁舎整備事業などの大規模事業に係る市債の返済など、将来に向けて安定的な財政運営を図るうえで必要となる財源確保策として臨時的なボートレース事業会計からの繰入金を活用し、財政調整基金等に積み立てを行います。

D. その他の財源対策

(単位：百万円)

区 分	R5	R6	R7	R8	R5～8
臨時的ボート繰入金	—	—	3,000	—	3,000

E. 基金の残高

(単位：百万円)

区 分	R5	R6	R7	R8
前年度末残高見込額	8,355	8,177	7,128	9,383
基金の活用	▲678	▲1,049	▲745	▲777
基金への積立	500	—	3,000	—
年度末残高見込額	8,177	7,128	9,383	8,606

⑤ 令和5～8年度 収支見通し

(財政健全化に向けた取組を反映した全体計画額と健全化指標)

普 通 会 計

<歳入>

(単位：百万円)

区 分	R5			R6		
	見通額	効果額	計画額	見通額	効果額	計画額
市 税	6,820	100	6,920	6,599	81	6,680
譲与税・交付金	1,810	—	1,810	1,810	—	1,810
地方交付税	5,170	—	5,170	5,391	—	5,391
国・県支出金	7,124	—	7,124	7,088	—	7,088
基金等繰入金	341	342	683	65	989	1,054
ポートレース収益金	200	—	200	200	—	200
市 債	5,375	—	5,375	4,398	—	4,398
その他（諸収入等）	2,496	94	2,590	1,921	99	2,020
歳入合計	29,336	536	29,872	27,472	1,169	28,641
（経常一般財源等）	13,663	100	13,763	13,663	81	13,744

<歳出>

(単位：百万円)

区 分	R5			R6		
	見通額	効果額	計画額	見通額	効果額	計画額
人 件 費	4,516	▲46	4,470	4,678	▲53	4,625
扶 助 費	6,270	—	6,270	6,418	—	6,418
公 債 費	2,495	—	2,495	2,635	—	2,635
投資的経費	6,198	▲50	6,148	4,790	▲50	4,740
他会計繰出金	2,906	▲24	2,882	2,916	▲24	2,892
投資及び出資金	682	—	682	890	—	890
その他（物件費等）	7,013	▲88	6,925	6,529	▲88	6,441
歳出合計	30,080	▲208	29,872	28,856	▲215	28,641
（経常一般財源所要額）	13,542	▲158	13,384	13,896	▲165	13,731

(単位：百万円、%)

区 分	R5			R6		
	見通額	効果額	計画額	見通額	効果額	計画額
収支差し引き （実質収支）	▲744	744	—	▲1,384	1,384	—
累積赤字額	▲744	744	—	▲2,128	2,128	—
経常収支比率	99.1	▲1.9	97.2	101.7	▲1.8	99.9

実質赤字比率	5.47		0.00	10.18		0.00
連結実質赤字比率	0.00		0.00	0.00		0.00
実質公債費比率	11.57		11.57	11.32		11.32
将来負担比率	125.25		121.90	144.95		138.33

普通会計

<歳入>

(単位：百万円)

区 分	R7			R8		
	見通額	効果額	計画額	見通額	効果額	計画額
市 税	6,548	66	6,614	6,474	72	6,546
譲与税・交付金	1,810	—	1,810	1,810	—	1,810
地方交付税	5,442	—	5,442	5,516	—	5,516
国・県支出金	7,155	—	7,155	7,090	—	7,090
基金等繰入金	5	745	750	5	777	782
ポートレース収益金	200	3,000	3,200	200	—	200
市 債	6,537	—	6,537	3,292	—	3,292
その他（諸収入等）	1,921	99	2,020	1,921	99	2,020
歳入合計	29,618	3,910	33,528	26,308	948	27,256
（経常一般財源等）	13,663	66	13,729	13,663	72	13,735

<歳出>

(単位：百万円)

区 分	R7			R8		
	見通額	効果額	計画額	見通額	効果額	計画額
人 件 費	4,513	▲77	4,436	4,724	▲84	4,640
扶 助 費	6,511	—	6,511	6,609	—	6,609
公 債 費	2,607	—	2,607	2,603	—	2,603
投資的経費	7,256	▲50	7,206	4,104	▲50	4,054
他会計繰出金	2,911	▲24	2,887	2,920	▲24	2,896
投資及び出資金	418	—	418	283	—	283
その他（物件費等）	6,552	2,911	9,463	6,253	▲82	6,171
歳出合計	30,768	2,760	33,528	27,496	▲240	27,256
（経常一般財源所要額）	13,772	▲190	13,582	13,747	▲190	13,557

(単位：百万円、%)

区 分	R7			R8		
	見通額	効果額	計画額	見通額	効果額	計画額
収支差し引き （実質収支）	▲1,150	1,150	—	▲1,188	1,188	—
累積赤字額	▲3,278	3,278	—	▲4,466	4,466	—
経常収支比率	100.8	▲1.9	98.9	100.6	▲1.9	98.7

実質赤字比率	8.46		0.00	8.74		0.00
連結実質赤字比率	0.00		0.00	0.00		0.00
実質公債費比率	11.16		11.16	11.56		11.56
将来負担比率	170.46		128.88	184.06		132.42

10. 定員適正化の推進

(1) 目標

○ 令和9年4月1日時点の職員数を560人とします。

基準日	R4.4.1	R9.4.1
職員数	567人	→ 560人
(内訳) 普通会計部門	499人	490人
公営企業等会計部門	68人	70人

【退職者数と新規採用者数の見通し】

(単位：人)

区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9
新規採用	15	17	7	6	2	7
総職員数(各年度4月1日時点)	567	560	565	562	564	560
普通会計部門	499	490	495	492	494	490
公営企業等会計部門	68	70	70	70	70	70
定年退職等(各年度3月31日時点)	24	2	9	0	11	0
対前年度増減数		▲ 7	5	▲ 3	2	▲ 4

※公営企業等会計は、特別会計の国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業及び公営企業会計(水道事業、モーターボート競走事業、下水道事業)の職員数の合計。

(2) 目標を達成するための手法

地方公務員法の改正による定年延長制度の開始に伴い、職員の定年は令和5年度より60歳から65歳に2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることから、定年退職者の発生は、原則2年に1度となります。

職員の新規採用者数については令和4年4月1日職員数を基準とし、定年退職者分を2年間に平準化して各年度の採用者数を決定することで、退職者が少ない年度においても、継続した採用を行うこととし、計画が完了する令和8年度(令和9年4月1日)時点の職員数を560人とします。

なお、公営企業等会計職員については、総数として算入しますが、公営企業等会計部門は定員管理の対象外であり、一律に類似団体との比較が困難となっています。現状として、公営企業等会計部門の職員数は他の同規模の団体と比して少ない傾向にあるため、技術の継承等が課題となっており、今後も安定した健全経営を維持するために弾力的な人員配置を検討していく必要があります。

① 多様な任用形態の活用

令和5年度からの定年延長に伴い、役職定年制が導入されることから、長年培ってきた行政経験を活かした専門的助言や支援を行うことのできるスタッフ職や、管理職を補佐する役割を担う職の設置を検討する必要があります。

また、60歳以降は再任用制度の適用も選択可能になることから、高齢期の職員が多様な働き方をすることができるようになります。そのような状況下で、非常勤職員である会計年度任用職員の活用のあり方についても将来的な見通しを立てながら検討する必要があります。さらに、BPRの推進や業務見直しによる成果に応じ、真に必要な部署に適正に職員を配置するため、状況に応じた計画的な任用に努める必要があります。

② 職種別の採用方針

職種	採用方針
行政事務職	引き続き年齢構成の平準化を考慮しつつ、原則退職者を補充することとします。なお、新たな行政需要や重要施策等の推進、全国類似団体の状況等を踏まえながら、必要に応じた職員配置を図るとともに、行政サービスの向上に努めます。
技師・ 保健師等	専門技術や知識を習得した専門職については、今後も市民ニーズの多様化・高度化の進展が予想されることから、現行体制の維持・充実を基本とします。特に技師については、年齢構成について著しい偏りが見られることから、知識と技術の伝承のため、必要に応じた職員配置を図るとともに、年齢構成の平準化を考慮しつつ、計画的・積極的な採用を行います。
保育士・ 幼稚園教諭	今後の就学前児童数や待機児童数発生状況等の推移、また、それに伴う施設のあり方や、将来の幼保連携を見据えた幼稚園・保育所間の人事交流を検討しながら、適正な職員の確保に努めます。
消防職	市民の生命・財産を直接守る消防力を維持するため、各年度の実働職員数を勘案し、必要数を採用することとします。
技能労務職	引き続き退職者不補充として、非常勤職員を活用し、業務量に応じた人員体制を整えるとともに、民間委託の推進を図ります。

1 1 . 推進体制と進行管理

(1) 推進体制

行財政改革の推進にあたっては、引き続き、市長を本部長とする鳴門市行政改革推進本部を中心に、全庁一体となった推進体制を構築するなど、本市の総力を挙げた体制の整備を図ります。

(2) 進行管理

本計画の着実な推進を図るため、適時進行管理を行います。また、本計画の進捗状況と取組結果については、広報紙や市公式ウェブサイトなどを活用して、わかりやすく公表します。

(3) 計画の見直し

本市の行財政改革をより推進させる、あるいは実情に即した計画となるよう、計画の進捗具合や情勢の変化及び新たな取組の必要性の発生などに応じ、適時、計画を見直し、進化させることとします。

(4) 外部の視点による計画の点検

本計画の策定にあたっては、外部の有識者から構成される「鳴門市行財政改革懇話会」において、専門的な見地からご意見をいただき、計画の内容に反映してきました。計画の見直しについても、引き続き、鳴門市行財政改革懇話会を活用し、計画の点検を行うこととします。